

主催者屋外展示に関する実施・運営計画策定支援業務委託（その1）  
のプロポーザルに係る提案書評価基準

表1の評価項目及び配点ウェイトのもと、評価を行います。

各評価項目の評価の視点は表2のとおりとします。

表1 基本的事項

評価項目 (配点)	評価の着目点		配点	評価	評価点
業務実績 (40点)	管理技術者	同種又は類似の業務の実績の内容	20		
	担当技術者	同種又は類似の業務の実績の内容	20		
提案内容 (90点)	① 展示制作・調達が円滑に進められるよう、過年度の実施設計の内容をよく理解した上で、業務の実施方針、配置予定者の具体的な能力が判断できる推進体制及び会期終了後の事業完了までを見据えた業務全体の進め方について、具体的な提案がされているか		30		
	② 主催者屋外展示では、展示植物や演出、ワークショップ、現地解説等を実施することにより各 Village でのテーマ表現を目指している。この効果をさらに高める仕組みについて、協賛獲得による実施を前提に、以下の観点から3案の提案がされているか 1) 会場全体の一体感を高めるため、各 Village での展示内容を連携させる仕組み 2) 各 Village のテーマ表現を高めるため、出展者と主催者が連携できる仕組み 3) 多数多品种植栽されている修景植物と、主催者屋外展示で展示するストーリー性のある植物を、一つのツールで解説できる仕組み		40		
	③ 主催者屋外展示を体験する全ての人々に楽しんでいただけるよう、アクセシビリティガイドラインを踏まえた誘導案内・解説ツールについて具体的な提案がされているか		20		
ヒアリング (40点)	理解力や専門技術力があるか		20		
	取り組み意欲が感じられるか		20		
ワーク・ライフ・バランスに関する取組等(6点)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満の場合のみ加算）		1		
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満の場合のみ加算）		1		
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク）の取得、又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼしマーク）の取得		1		
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得		1		
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.5%を達成している（従業員 40.0 人以上）、又は障害者を 1 人以上雇用している（従業員 40.0 人未満）		1		
	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得		1		

業務遂行 能力 (15点)	事業経費の積算は妥当で、費用対効果が高いものとなっているか。	15		
評価点の合計 (191 点)				

## 評価方法

- (1) 業務実績及び業務遂行能力は、A、C、Eの3段階評価を行う。
- (2) 提案内容及びヒアリングは、A、B、C、D、Eの5段階評価を行う。
- (3) 評価点については、次のように配点を行う。
  - ア 業務実績の各項目  
配点 20点 A=20点、C=12点、E=4点
  - イ 提案内容及びヒアリング  
配点 20点 A=20点、B=16点、C=12点、D=8点、E=4点  
配点 30点 A=30点、B=24点、C=18点、D=12点、E=6点  
配点 40点 A=40点、B=32点、C=24点、D=16点、E=8点
  - ウ 業務遂行能力  
配点 15点 A=15点、B=12点、C=9点、D=6点、E=3点
- (4) ワーク・ライフ・バランスに関する取組等は、各項目を1つ満たすごとに1点を加算する。
- (5) 提案内容とヒアリングの評価項目において、E評価のあるものは原則として選定しない。
- (6) 評価点について最上位の者が2人以上同点となった場合には、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。
- (7) 業務実績、ワーク・ライフ・バランス及び業務遂行能力に関する取組等は、1者ごとに事務局が評価を行い、評価委員会で承認を行う。
- (8) 提案内容及びヒアリングは、1者ごとに各評価委員が評価を行う。
- (9) 業務実績、提案内容、ヒアリング及びワーク・ライフ・バランスに関する取組等の評価点の合計を評価委員全員分集計し、その合計点を当該提案者の評価結果とする。
- (10) 評価点は、評価委員1名につき満点で191点とし、評価委員全員の合計で191点×5名=955点で満点とする。
- (11) 共同企業体を組成する場合、業務実績は、1者以上の構成員が条件に当てはまることで、該当していることとする。
- (12) 共同企業体を組成する場合、ワーク・ライフ・バランスに関する取組等は、代表者たる構成員が条件に当てはまることで、該当していることとする。
- (13) 評価委員が欠席した際、その委員の評価点は無効とし、委員会に出席した委員のみで評価を行う。
- (14) ヒアリングを実施しなかった場合、ヒアリングに関する評価はC（12点）とする。
- (15) 業務遂行能力の評価に関しては、提案された見積金額を業務実績、提案内容、ヒアリング、ワーク・ライフ・バランスに関する取組等の点数の合計点で除した数値を1点あたりの費用金額とし、これが少ないものをより優れているものとする。  
見積金額÷(業務実績、提案内容、ヒアリング、ワーク・ライフ・バランスに関する取組等の合計点)  
=1点あたりの費用金額

表2 評価の視点

評価項目	評価の着目点		A	B	C	D	E
業務実績	管理技術者	同種又は類似の業務の実績は十分か	都市公園法に基づく広域公園における、計画・設計・施工・維持管理・運営管理の一体的な業務、又は国際博覧会における展示制作、運営計画の立案及び運營業務に関する実績を有する		都市公園法に基づく総合公園における、計画・設計・施工・維持管理・運営管理の一体的な業務、又は地方博覧会、大規模集客施設（テーマパークや商業施設、文化施設等）における展示制作、運営計画の立案及び運營業務に関する実績を有する		A又はCに該当しない
	担当技術者	同種又は類似の業務の実績は十分か	都市公園法に基づく広域公園における、計画・設計・施工・維持管理・運営管理の一体的な業務、又は国際博覧会における展示制作、運営計画の立案及び運營業務に関する実績を有する		都市公園法に基づく総合公園における、計画・設計・施工・維持管理・運営管理の一体的な業務、又は地方博覧会、大規模集客施設（テーマパークや商業施設、文化施設等）における展示制作、運営計画の立案及び運營業務に関する実績を有する		A又はCに該当しない
提案内容	① 展示制作・調達が円滑に進められるよう、過年度の実施設設計の内容をよく理解した上で、業務の実施方針、配置予定者の具体的な能力が判断できる推進体制及び会期終了後の事業完了までを見据えた業務全体の進め方について、具体的な提案がされているか		十分な理解に基づいた明確で具体的な提案である	一定程度の理解に基づいた具体的な提案である	どちらともいえない	理解がやや乏しい提案で、妥当性に欠ける	理解が乏しく、妥当ではない

評価項目	評価の着目点	A	B	C	D	E
提案内容	<p>② 主催者屋外展示では、展示植物や演出、ワークショップ、現地解説等を実施することにより各 Village でのテーマ表現を目指している。この効果をさらに高める仕組みについて、協賛獲得による実施を前提に、以下の観点から3案の提案がされているか</p> <p>1) 会場全体の一体感を高めるため、各 Village での展示内容を連携させる仕組み</p> <p>2) Village 出展者および花・緑出展者が個別最適を図るのではなく、出展者同士が一つの取組に共同参画できる仕組み</p> <p>3) 多数多品种植栽されている修景植物と、主催者屋外展示で展示するストーリー性のある植物を、一つのツールで解説できる仕組み</p>	高い効果が期待される、明確で適切な提案である	一定程度の効果が期待される、適切な提案である	どちらともいえない	効果的ではあるが、やや曖昧な提案である	効果が不透明で、曖昧な提案である
	<p>③ 主催者屋外展示を体験する全ての人々に楽しんでもらえるよう、アクセシビリティガイドラインを踏まえた誘導案内・解説ツールについて、具体的な提案がされているか</p>	十分な理解に基づいた明確で具体的な提案である	一定程度の理解に基づいた具体的な提案である	どちらともいえない	理解がやや乏しい提案で、妥当性に欠ける	理解が乏しく、妥当ではない
ヒアリング	理解力や専門技術力があるか	特に優れている	優れている	どちらともいえない	あまり妥当ではない	妥当ではない
	取り組み意欲が感じられるか	強い意欲が認められる	意欲が認められる	どちらともいえない	あまり意欲が認められない	意欲が認められない
業務遂行能力	1点あたりの費用金額	業務遂行の費用効果が1番目に高いもの	業務遂行の費用効果が2番目に高いもの	業務遂行の費用効果が3番目に高いもの	業務遂行の費用効果が4番目に高いもの	業務遂行の費用効果が5番目以下のもの